令和７年７月　第５回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和７年　７月　２９日（火）
開催場所	小川町民会館（リリックおがわ）　会議室１・２
開催時刻宣告者	~~午前~~・午後　１　時　３０　分　小川町農業委員会長
閉会時刻宣告者	~~午前~~・午後　１　時　４１　分　小川町農業委員会長
議長	山田　富子（会長）

	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
農業委員	1	田口　英夫	出席　~~欠席~~	8	根岸　孝雄	~~出席~~　欠席
	2	関口　豊	~~出席~~　欠席	9	笠原　敏夫	出席　~~欠席~~
	3	中野　勝	出席　~~欠席~~	(10)	横田智恵美	出席　~~欠席~~
	4	落合　治安	出席　~~欠席~~	(11)	田中　正之	出席　~~欠席~~
	5	有井　佑希	出席　~~欠席~~	12	長谷部良司	出席　~~欠席~~
	6	森　　功一	出席　~~欠席~~	13 副会長	永田　宏	出席　~~欠席~~
	7	島田　一	出席　~~欠席~~	14 会長	山田　富子	出席　~~欠席~~
	出席委員	１２名		欠席委員	２名	

農地利用最適化推進委員法第29条により出席した	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	田中　宗夫		竹沢	尾上　一記	
		根岸　修一			青木善太郎	
	大河	岡本　幸教		八和田	栗原　幸二	
		塚越　雄一			水上　豊	
					横瀬雄一郎	
	出席委員	９名				

議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
				奥田　賢一	事務局長
				安藤　朋男	次長
				櫻井　翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

報告第１号　農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

第５回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和７年７月第５回総会を開会いたします。

開会時間は午後１時３０分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第２９条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号２番「関口　豊（せきぐち ゆたか）」委員並びに、議席番号８番「根岸　孝雄（ねぎし たかお）」委員より欠席の報告を受けております。出席農業委員は１４名中１２名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は９名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程１、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号１０番「横田智恵美」委員、１１番「田中正之」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程２、報告第１号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。今月は２件の報告がありました。はじめに、報告番号１番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。報告第１号、農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について、「農地法第６条第１項の規定により提出を受けた農地所有適格法人報告書に基づき、農地所有適格法人の要件について確認したので報告する。」とのことです。

本件は、農地所有適格法人から提出を受けた報告書の内容から、各要件を満たしているかどうか確認するものであり、内容について審議するものではありませんので、報告案件となっております。

農地所有適格法人は、この要件を満たすことを１年に１度、農業委員会へ報告する必要がありますが、提出時期は法人の決算月により異なります。

現在、小川町内では６つの法人が農地所有適格法人として活動しておりますが、今回はその中から武蔵ワイナリー株式会社と株式会社風の丘ファームについての報告となります。

それでは、報告番号１番から説明します。議案書の３ページをご覧ください。

農地所有適格法人の要件は、「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の４要件になります。

１つ目の要件である「法人形態要件」については、「農事組合法人」、「株式会社（公開会社でないものに限る）」、「合名会社」、「合資会社」、「合同会社」のいずれかであることとされております。表の左上、「法人形態」の欄をご覧ください。当該法人は、株式会社（非公開会社）となっておりますので、「適」と認められます。

２つ目の要件である「事業要件」については、法人の主たる事業が「農業」と「その農業に関連する事業」であることとされております。判断基準は、既存の農地所有適格法人の場合、直近３カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該３カ年の法人の売上高の過半を占めていることとなります。表の左下、「売上高」の欄をご覧ください。直近３カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該３カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので、「適」と認められます。

第５回定期総会議事録

つづきまして、３つ目の要件である「議決権要件」について説明します。農地所有適格法人の構成員には誰でもなることができますが、その法人の総議決権または総社員の過半が「農地提供者」、「その法人の農業常時従事者（原則年間１５０日以上従事）」、「農作業を委託した人」、「農地中間管理機構」、「地方公共団体」、「農協」、「投資育成事業を行う承認会社」であることが要件とされています。表の右上、「構成員数」の欄をご覧ください。構成員たる要件として①から⑦までありますが、総数５名のうち１名が年間１５０日以上従事する②の「農業常時従事者」であり、他の４名が⑦となっております。このうち、議決権を持つのは②の１名のみであることの確認が取れており、半数を超えているといえるため「適」と認められます。

最後に４つ目の要件である「役員要件」については、「その法人の理事等の過半は法人の農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間１５０日以上）する構成員」であること、また、「その法人の理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち、１人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間６０日以上）する」ことが条件とされています。表の右下、「農業・農作業従事の状況」の欄をご覧ください。総数１名が⑧及び⑨に該当していますので「適」と認められます。

以上、本件は４要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

つづきまして、報告番号２番について説明します。議案書の４ページをご覧ください。

１つ目の要件である「法人形態要件」については、「法人形態」の欄をご覧ください。当該法人は、株式会社（非公開会社）となっておりますので、「適」と認められます。

２つ目の要件である「事業要件」については、「売上高」の欄をご覧ください。直近３カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該３カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので、「適」と認められます。

３つ目の要件である「議決権要件」については、「構成員数」の欄をご覧ください。総数２名が②の「農業常時従事者」となっており、半数を超えているため「適」と認められます。

４つ目の要件である「役員要件」については、「農業・農作業従事の状況」の欄をご覧ください。総数２名全員が⑧及び⑨に該当していますので、「適」と認められます。

以上、本件は４要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

以上、報告させていただきます。

議長　ありがとうございました。

つづきまして日程３、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」を上程いたします。今月は２件の届出がありました。事務局より報告をお願いしま

事務局　事務局です。

報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届け出について、「申請人より農地法第５条第１項第６号の規定による届出があったので報告する」とのことです。

（申請番号１番から２番を順に報告）

以上、報告させていただきます。

第５回定期総会議事録

議長	ありがとうございました。 次に「その他」について、議題として取り上げることはないでしょうか。 （挙手なし）
議長	ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和７年７月第５回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後１時４１分です。